

令和 5 年
第 6 回定例会議事録

令和 5 年 6 月 2 9 日

泉大津市教育委員会

令和5年6月29日(水)午前10時より令和5年第6回泉大津市教育委員会
会議定例会を泉大津市役所3階大会議室に招集した。

出席委員

教育長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	池島 明子
教育委員	奥 健一郎

出席事務局職員

教育部長	丸山 理佳
教育部次長兼教育政策統括監	鍋谷 芳比古
教育部教育政策課長	大塚 和弘
教育部指導課長	藤谷 考志
教育部生涯学習課長	中山 裕司
教育部スポーツ青少年課長	大和 宏行
健康こども部参事兼こども育成課長	里見 崇
教育部教育政策課	三上 達朗
教育部教育政策課	友永 彩絵

案件

日程第 1 議案第 28 号 令和6年度義務教育学校教科用図書採択について

日程第 2 報告第 14 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

議事録署名委員

教育委員 池島 明子

会議の顛末

- 竹内教育長 令和5年第6回教育委員会会議定例会の開会宣言
- 令和5年第5回教育委員会会議定例会議事録の承認

△日程第1 議案第28号 令和6年度義務教育学校教科用図書の採択について

◎指導課長（藤谷考志）趣旨は、中学校の令和6年度使用教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和5年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないとあります。つまり、中学校使用教科用図書につきましては、令和2年度に採択が行われましたので、その後4年間は新たに採択する必要が生じなければ同一の教科書を採択するものとなっております。また、附則第9条の規定による教科用図書の採択につきましては、今年度使用の実績がないので、今回はございません。従いまして、中学校について、令和6年度は今年度使用の教科用図書を採択していただきたいと考えております。なお、採択期限につきましては、無償措置法施行令第14条第1項、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない、とありますので、令和5年8月31日までとなります。参考に、文部科学省通知の「令和6年度使用教科書の採択事務処理について」を別紙1として添付しております。別紙1の2ページ目の1の（1）によりまして、令和6年度小学校使用教科用図書につきましては、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること、その際、「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」に登載されているものの中から採択すること、とありますので、今年度新たに採択することになります。こちらにつきましては、来月の教育委員会会議の議案となりますのでよろしくお願いいたします。

※議案第28号可決

△日程第2 報告第14号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものです。

報告対象期間は、令和5年5月1日から令和5年5月31日までです。承認内容は別紙3をご覧ください。9件の事業につきまして、後援名義使用を承認しております。5番につきましては、新規事業として承認しております。

◆教育委員（池島明子）5番の事業について、30回行われている行事のようですが、今回初めて承認しているということは、これまで後援名義使用の依頼がなかったということかと思いますが、それには何か理由がありますか。

◎教育政策課（友永彩絵）団体側は過去にも後援してもらったことがあるとのことでしたが、過去のデータにその記録がありませんでした。その団体がどういう形で後援名義の承認を得ているとしていたかはわかりませんが、こちらの記録にはありませんでしたので、新規事業としております。

◆教育委員（池島明子）営利が目的の団体ではないということで、今回後援を承認しているのですか。

◎教育政策課長（大塚和弘）公民館等で活動されている団体ですので、そういうこ

とはないと認識して、承認しております。

◆教育委員（澤田久子）以前にもヒッポファミリークラブや夏のキャンプ等について話が出ていたと思うのですが、営利目的ではないかとか参加料が高額ではないかとか、その辺りはどうなっていますか。

◎教育政策課長（大塚和弘）参加料の部分については、どこまでの基準にするかという所はなかなか難しいところで、引き続き検討していかないといけないと認識しております。ヒッポファミリークラブについては、入会等に繋がることはしないという所を今回も留意事項としてお伝えしてはおります。ただ、実際にどうかという所までは追えない部分がありまして、以前からご指摘いただいていることですので、承認のあり方について引き続き検討させていただきたいと思います。

◆教育委員（西尾剛）9番のキャンプですが、宿泊を伴うものは、リスクが増えると思うんですね、火を使ったりとか。だから、よっぽど内容をしっかりチェックして、教育委員会が自信を持って安全ですよと親御さんに請け負えるものだという事でない限り、後援はやめておいた方が良いのではないのかなと思います。しっかり内容をチェックして、大丈夫というなら良いのですが、団体が出してきた計画を見て、まあ大丈夫だろうという程度のものであれば、何かあった時に困ると思うので、キャンプ等に関しては慎重になるべきではないかなと思います。また、先ほど澤田委員がおっしゃったホームステイ・留学説明会ですけれども、ホームステイ、留学についての知識・ノウハウを教えるために善意で会を開くというのは考えにくいですよ。当該団体に何かメリットがないと。となると、やっぱり教育委員会が後援するのはいかがなものかなという思いは拭えないです。

◆教育委員（奥健一郎）規模が重要だと思います。どれくらいの規模でこの事業がなされるのか、参加される方はどれくらいかという規模。1つ1つの事業に対する規模というのはあまり議論されないのですが、非常に重要だと思います。後援名義についての議題の時は、必ずと言っていいほど営利のことが出ているので、これに関しては事前に、定例的にチェックしておいた方が良いのではないかと思います。

◆教育長（竹内悟）近隣の市町村の後援名義担当課で話し合う会議とかはありますか。

◎教育政策課長（大塚和弘）定期的なものはないです。

◆教育長（竹内悟）泉北の和泉市、高石市、忠岡町、泉大津市で集まることがあるので、一度提案してみたいと思います。営利目的ではないかと考えられるような団体の申請も増えてきているので、今まで後援を承認してきたけど、このまま承認して良いのか少し考えてみませんか、という問題提起をしてみます。

◆教育委員（澤田久子）西尾先生、教育委員会が後援していた事業で何か事故が起こったときに、訴訟とかはありえるのですか。

◆教育委員（西尾剛）可能性はゼロではないと思います。よく芸能人とかで広告塔となっていて、それを信用して買ったのに、言われているような良いものではなかったり、投資詐欺にひっかかったりして、訴えられるケースもアメリカとかにあります。仮にキャンプで事故があって、子どもさんが亡くなったとなったときに、その親御さんが、教育委員会が後援しているからしっかりチェックしているものだという事で参加したのに、実際は内容が非常にずさんで事故が起きたということで、主催者と一緒に訴えられる可能性もゼロではないですよ。その時、当然、裁判で、後援使用申請を受けた時にどういう風にチェックして、どういう観点から後援を承認したのですかということが問題になり、明らかにしないといけなくなる。万が一そうなったときに、計画書を見て承認しただけで、審査とか、深くは考えていませんでしたとなると、少なくとも相当格好悪いですよ、法的

責任が問われるかどうかは別にして。キャンプとかで、もし事故があつて、子どもさんが亡くなったりしたら、親としては気持ちのもって行き場がないから、誰かを訴えたいですよね。訴える相手はできるだけ多い方が良いから、団体は主催者として当然訴えられますけど、後援しているということで一緒に訴えられる可能性もゼロではないです。本当に後援を信頼して参加したのにと、立腹される保護者もいるかもしれませんし。

- ◆教育委員（奥健一郎）たぶん懸念されるのは、訴訟というよりメディアだと思います。例えば、キャンプでたまたま地震が起きた。その時、避難が適切にされず惨事になって報道された。まず間違いなく、これは泉大津市教育委員会の後援を得ておりますとメディアが絶対言うと思います。

※報告第14号終結

午前10時15分終了

議事録署名委員

教 育 長

教 育 委 員